

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和2年7月27日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号 小杉町3丁目東地区市街地再開発組合 理事長 角川 榮喜
	指定開発行為の名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目414番地ほか
	指定開発行為の目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設
	指定開発行為の内容	・開発区域（計画地）面積：約10,610㎡ ・建物高さ：約137m ・延べ面積：約69,300㎡ ・計画人口（住戸数）：約1,560人（約520戸）
	事後調査の項目等	産業廃棄物
縦覧のお知らせ	環境影響評価の手続経過	平成24年 8月17日：条例環境影響評価方法書公告 平成25年 3月13日：条例環境影響評価準備書公告 平成25年 7月12日：条例見解書公告 平成25年10月 7日：条例環境影響評価審査書公告 平成26年 1月15日：条例環境影響評価書公告
	縦覧期間及び縦覧時間	期 間：令和2年7月27日（月）～令和2年8月25日（火） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	中原区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は、個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 <b>意見書を提出できる期間：</b> 令和2年7月27日（月）から令和2年8月25日（火）まで （郵送の場合は、令和2年8月25日消印有効） <b>提出先：</b> 環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） <b>提出方法：</b> 郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 <a href="https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4873">https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4873</a> なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。記載いただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
問合せ先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156	